

法務委員会質疑

令和3年3月30日 串田誠一

1. 前回確認 民法209条
「隣人」と「居住者」は同じか。「住家」との関係は何か。
2. 相続等法律案第17条 「職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、または忌避したときは」の「拒み」「妨げ」「忌避したとき」とはどのような態様か。
刑法第95条 公務執行妨害罪の「暴行又は脅迫」との関係はどうか。
3. 暴行により上記第17条の「拒み」「妨げ」「忌避したとき」に該当するときは刑法第95条と重畳適用があるのか。
4. 相続等法律案（以下質問は同法）第10条の負担金につき、その土地が有効活用できることが明白な場合には負担金の納付を免除する等の規定があっ
ていいのではないか。
5. 第13条の「取り消すことができる」とあるのは取り消さないこともあると
いう趣旨か。
6. 第13条 取り消すことができる期間は民法126条により取り消すこと
ができるときから5年間と考えてよいか。
7. 第14条の損害賠償責任は第13条によって取り消された場合、取り消され
ない場合を問わないという趣旨か。
8. 上記取り消すことができる場合には取り消さないで損害額が増加すること
にならないか。

パネル・資料なし 要旨対応 答弁者一任